

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿革（略） <u>平成23年9月30日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第3条（略）</p> <p>第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、直近の事業年度の当該被保険投資の相手方の財務諸表等における被保険投資の相手方評価額とする。</p> <p>2 前条第1項の非常事故配当金請求権又は第3項の信用事故配当金請求権について評価した額は、被保険投資の相手方の取締役会等において配当として支払が決定され法的に支払義務が確定した金額とする。</p> <p>3 第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由の発生による取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金（金銭債権で取得したものを除く。）の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、又はその日の前日までに第7条の規定により取得金を金銭で取得したものとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。</p> <p>第5条 株式等について第3条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一 当該事由発生前における当該株式等の喪失（第2条第1</p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿革（略）</p> <p>第1条 ～ 第3条（略）</p> <p>第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、直近の事業年度の当該被保険投資の相手方の財務諸表等における被保険投資の相手方評価額とする。</p> <p>2 前条第1項の非常事故配当金請求権又は第4項の信用事故配当請求権について評価した額は、被保険投資の相手方の取締役会等において配当として支払が決定され法的に支払義務が確定した金額とする。</p> <p>3 第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由の発生による取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金（金銭債権で取得したものを除く。）の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、又はその日の前日までに第7条の規定により取得金を金銭で取得したものとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。</p> <p>第5条 株式等について第3条第1項又は第3項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一 当該事由発生前における当該株式等の喪失（第2条第1</p>	

<p>項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。)により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）とその喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額</p> <p>二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金</p> <p>三 第3条第1項各号又は第2項各号に規定する金額</p> <p>2 株式等について第3条第3項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額と当該株式等について第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する事由により生じた損失についてこの約款による保険契約に基づきてん補した額又はその累計額との合計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一 当該事由の発生前における当該株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）と喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額</p> <p>二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金</p> <p>三 第3条第3項各号に規定する金額</p> <p><b>第6条</b> 日本貿易保険は、第3条第1項、第3項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第3項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号、第4項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規</p>	<p>項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。)により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）とその喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額</p> <p>二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金</p> <p>三 第3条第1項各号又は第3項各号に規定する金額</p> <p>2 株式等について第3条第4項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額と当該株式等について第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する事由により生じた損失についてこの約款による保険契約に基づきてん補した額又はその累計額との合計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一 当該事由の発生前における当該株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）と喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額</p> <p>二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金</p> <p>三 第3条第4項各号に規定する金額</p> <p><b>第6条</b> 日本貿易保険は、第3条第1項、第4項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第4項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号、第4項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規</p>	
--	--	--

定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、第3項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第3項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

一 ～ 六 （略）

**第7条** （略）

（免責）

**第8条** 日本貿易保険は、第10条第2項又は第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。

一 ～ 三 （略）

**第9条 ～ 第32条** （略）

（換算率）

**第33条** この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。

一 ～ 三 （略）

2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。

一 第3条及び第5条に規定する株式等の取得のための対価の額については、その送金日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、第4項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第4項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

一 ～ 六 （略）

**第7条** （略）

（免責）

**第8条** 日本貿易保険は、第10条第2項若しくは第3項又は第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。

一 ～ 三 （略）

**第9条 ～ 第32条** （略）

（換算率）

**第33条** この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。

一 ～ 三 （略）

2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。

一 第3条及び第5条に規定する株式等の取得のための対価の額については、その送金日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

二 第3条第1項の直前に評価した額については、第2条第1項第1号の事由又は第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前の日、第3条第1項第1号の直後に評価した額については、第2条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由の発生直後の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

三 第3条第1項第3号、第2項第3号又は第3項第2号に規定する回収した金額については、回収を確認した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

四 第3条に規定する金額（前3号の金額を除く。）、第5条第1項（同項第3号を除く。）及び第2項（同項第3号を除く。）に規定する取得金若しくは取得可能金又は第6条に規定する送金不能取得額については、その額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

3 ～ 7 （略）

第34条 ～ 第41条 （略）

附 則

この改正は、平成23年10月1日から実施する。

二 第3条第1項の直前に評価した額については、第2条第1項第1号の事由又は第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前の日、第3条第1項第1号の直後に評価した額については、第2条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由の発生直後の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

三 第3条第1項第3号、第3項第3号又は第4項第2号に規定する回収した金額については、回収を確認した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

四 第3条に規定する金額（前3号の金額を除く。）、第5条第1項（同項第3号を除く。）及び第2項（同項第3号を除く。）に規定する取得金若しくは取得可能金又は第6条に規定する送金不能取得額については、その額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

3 ～ 7 （略）

第34条 ～ 第41条 （略）